

運送事業者の労働時間、休日管理のために ～新しい改善基準告示への対応～



運送事業者の多くが不安を抱える 2024 年問題。2024 年 4 月以降、これまで適用除外とされていた運送業のドライバーにも、働き方改革のための労働基準法の改正による時間外労働の上限規制が適用され、年間の時間外労働の上限を 960 時間に短縮しなければならないこととなります。また、これに対応するために拘束時間の規制である「改善基準告示」も改正され、2024 年 4 月 1 日から施行されます。**運送事業者にとって労働時間短縮・拘束時間短縮への対応は、稼働の減少、売上・利益の減少につながることになり、事業の継続さえも困難にしかねない大きな問題と言わざるを得ません。**このような中で、運送事業者はその対応に悩んでおり、我々社会保険労務士が良き相談相手となり問題を解決していくことが求められています。

本研修会 DVD では、「改善基準告示」の改正内容を把握するとともに、**2024 年問題に受けて運送事業者が取り組むべき対応につきお話をさせていただき、運送事業者の問題解決に資する知識を身に付けていただくこと**を目的とします。

<小林 弘和>

主な講義項目

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 運送業界の労働時間等の現状 2. 改善基準告示とは 3. 改善基準告示の改正内容と新旧比較 4. 改善基準告示違反となる事例と留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 5. 2024 年問題で対応すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> 1) 社内対策 2) 運転手対策 – 賃金制度等の対応 3) 荷主等への対策 |
|--|---|

時間 約 3 時間（4 月 21 日収録予定）

講師 **小林 弘和 氏** 社会保険労務士法人 NAC(ナック)マネジメント研究所代表社員
特定社会保険労務士・中小企業診断士・行政書士

1960 年生まれ。1983 年早稲田大学法学部卒。キヤノン販売株式会社で 13 年間営業職に従事し、1996 年独立開業。2003 年に社会保険労務士法人 NAC マネジメント研究所設立、代表社員就任。現在所員 12 名（うち社会保険労務士 11 名）。一般社団法人東京都トラック協会顧問・労務管理相談員、SMB C コンサルティング株式会社経営相談員、TAC 株式会社社会保険労務士実務講座講師、契約顧問先件数約 220 社、関与先 300 社超。数多くの企業の労務管理支援に携わり、多様な事例に携わっている。

費用 DVD 購入費用：常任幹事社労士 **無料自動送付** ※幹事社労士高度化事業のお申し込みの先生
幹事社労士 **8,800 円（税・送料込）**
発刊予定：5 月 17 日（水）
※申込受付後追って振込要領をご連絡します。（振込手数料はご負担ください。）
レジュメ・資料は CD で同梱となります。

DVD<No.464>購入申込書 以下をご記入の上、メールまたは FAX にてお申込みください。
(◆メール：info@chukidan-jp.com ◆FAX：03-5806-0297)

氏名	(幹事番号)	事務所名
所在地		
TEL	FAX	
E-mail		

※今後、本案内を希望しない場合は恐れ入りますが にチェックを入れて「03-5806-0297」まで返信してください。➡【 送信を希望しない 】

※ご記入いただきました個人情報は、当研修会の運営や DVD の販売、アフターフォローのために使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。

【お問い合わせ先】中小企業福祉事業団 事業部 Tel：03-5806-0298 Mail：info@chukidan-jp.com ※中企団 FB 運営中!

